

令和6年度
岩手県自立・分散型エネルギー供給システム
設計等支援事業費補助金
公募要領

<応募申請書受付期間>

令和6年4月26日（金）～ 令和6年5月22日（水）

令和6年4月

岩手県環境生活部

1 補助事業の背景・目的

いわて県民計画（2019～2028）の実現に向けて、災害時においても地域で一定のエネルギーを賄う自立・分散型エネルギー供給システムの整備に関する具体的かつモデル的な市町村等の構想・計画等の実現を後押しするため、事業化を前提とした設計等を進めようとする県内市町村等を広く公募して、その取組を支援するものです。

2 補助金の交付対象、補助対象経費及び補助金の額

（1）補助金の交付対象

市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合とします。

なお、災害に強く安全で安心なまちづくりの観点から、沿岸12市町村（※）の申請については、優先的に採択します。

※沿岸12市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

（2）補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
自立・分散型エネルギー供給システムの導入計画の策定及び設計並びに導入計画の実現に向けた住民等への普及啓発に要する委託費、検討委員会等の委員の報償費、旅費、その他の経費で知事が必要と認める経費	所要額（上限5,000,000円）

3 補助事業の採択

補助事業の採択については、別に定める審査要領に基づき、厳正な審査を行い決定します。

4 手続き

本補助金は、公募により補助事業予定者を決定し、補助事業予定者からの交付申請書を受け付けます（次頁の手続きフローを参照してください。）。

（1）応募手続き

ア 公募期間

令和6年4月26日（金）～令和6年5月22日（水）

イ 応募に必要な提出物

以下の書類を提出してください。

- 岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金応募申請書（応募様式第1号） 1部
- 事業計画書（応募様式第2号） 4部（※）
- 事業費予算書（応募様式第3号） 4部（※）

※については、書類に加え電子媒体（CD-ROM 1枚（PDFファイル））も提出してください。

ウ 提出方法及び提出先

① 提出方法

郵送又は持参 ※4(1)アに定める期限までに必着のこと。

② 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金担当者 あて

エ 審査委員会の開催

補助事業予定者の採択に当たり、審査委員会を開催します。

予定日 令和6年5月31日(金)

場所 岩手県庁(盛岡市内丸10-1)

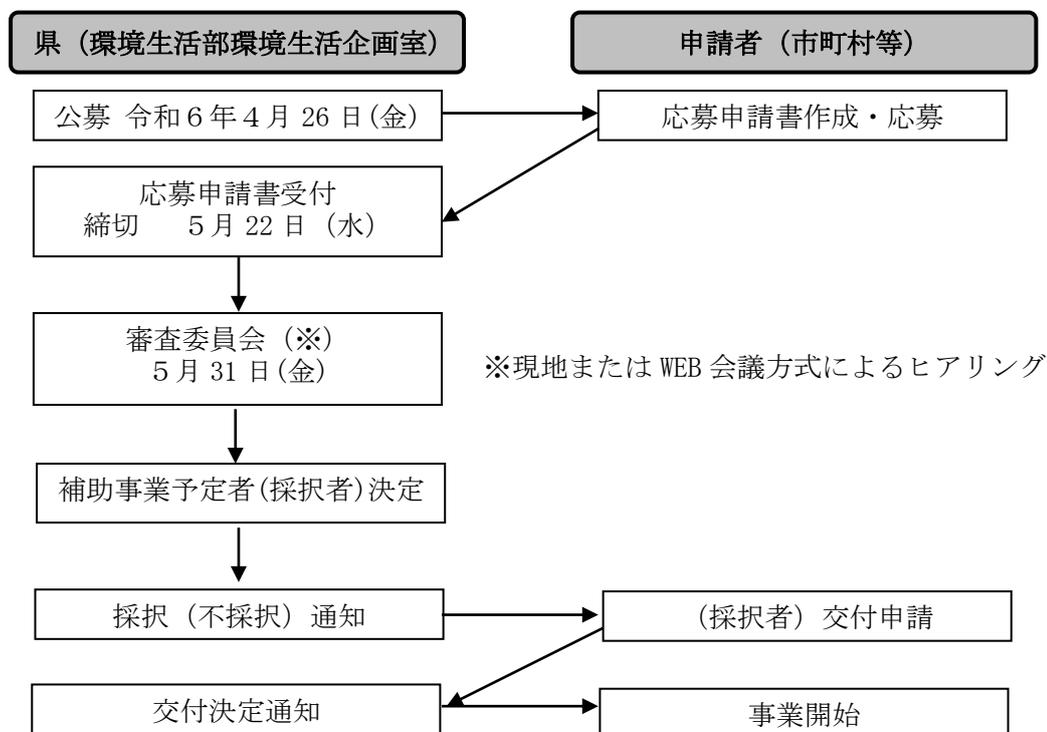
※ 審査委員は現地にて審査を行います。応募者は現地またはWEB会議方式での参加を選択可能です。

※ 時間及び実施方法は、応募者に個別にお知らせします。

(2) 交付申請手続き

補助事業予定者(採択された者)には、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱等に基づき、交付申請の手続きをしていただきます。

【手続きフロー】



(3) 問合せ先

本公募に関しては、必ずメールにてお問い合わせください。

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

【問合せメールアドレス】 AC0001@pref.iwate.jp

↑ゼロが3つ

5 留意事項

- (1) 応募に当たっては、この公募要領のほか、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱及び岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付実施細則を精読した上で、内容を遵守することとして応募してください。
- (2) 提出書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 提出に際しては、必ず県指定の様式を使用してください。応募書類の用紙の大きさについては、日本産業規格に定めるA列4番とし、片面印刷とします。
- (4) 必要に応じ、審査に必要な書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類及び電子媒体の返却はできませんのでご了承ください。
- (5) 補助事業予定者の決定に係る審査は、提出された応募書類等により行いますので、応募書類（添付書類を含むすべての書類）は、事業計画等について、書類上の記述だけで理解できるよう記載してください。
- (6) 補助金の支払いは、補助事業完了後、補助金交付請求書及び事業による成果物（報告書等）の提出を受け、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認した後、精算払いとなります。
- (7) 補助金の交付を受け実施する補助事業（補助対象経費部分）においては、重複して岩手県以外の補助金の交付を受けることはできません。
- (8) 補助金の交付を受けた市町村にセミナー等で取組の発表をお願いする場合があります。